

# 米中対立と輸出管理強化が 世界貿易に与える影響

伊藤 恵子（中央大学）

---

日本国際経済学会 関東支部主催 新春シンポジウム 「2022年の世界経済：課題と展望」  
2022年1月8日（土）



# 本日の内容

---

1. はじめに
2. **米中貿易戦争が世界貿易に与えた影響：概観**
3. **安全保障貿易管理の動向**
4. **輸出管理規制強化の影響**
5. **展望**

# はじめに (1)

---

- 欧米諸国での保護主義台頭、米中貿易戦争などを背景に、2010年代後半は世界貿易やグローバル・バリューチェーン（GVC）の成長鈍化
- 2020年のコロナ・ショックにより、サプライチェーンの多様化・多元化・強靱化の重要性が再認識される
- コロナ・ショックからの回復が早かった中国が経済的にも政治的にも世界でのプレゼンスを拡大 ⇒ 米中は貿易のみならずイデオロギー面でも対立
- 米国政府において、経済・科学技術・安全保障にかかわる政策が一体化しつつある
- 日本政府も経済安全保障の取り組み強化に動く
  - 重要物資の確保から供給網強化、先端技術の流出防止、インフラの安全確保、人権の尊重

# はじめに (2)

---

- 2022年1月現在、世界各国の経済活動は正常化しつつあるが、依然として課題が多い
  - 米中貿易摩擦について、追加関税措置の引き下げや撤廃へと進展しない
  - グローバル・サプライチェーンは、コロナ・ショックから比較的早く回復したが、半導体やコンテナ不足により、物流が滞り、価格も高騰。さらなるサプライチェーンの強靱化が必要
  - 先進国を中心に安全保障や人権問題を通商政策上の優先課題に挙げる動きが強まる。企業側も対応を迫られている。
- 本報告では、安全保障上の理由でデュアル・ユース品目の貿易管理が強化されていることに注目、主に日米の規制強化の動きを整理する

# はじめに (3)

---

- デュアル・ユース品目の多くはハイテク財・サービス関連品目で、かつGVCの進展と深くかかわる
- デュアル・ユース品目の輸出管理強化は、米中のみならず他国も巻き込んで技術的デカップリング（ハイテク財・サービス貿易の減少）を促す可能性あり
- 米中貿易戦争やコロナ・ショックの先行研究は、サプライチェーンの国内回帰やGVCからの断絶による損失が大きいことを示唆
- 安全保障に留意しながらも、サプライチェーンの効率性を著しく損なうような米中デカップリングを防ぐ必要性がある

# 米中貿易戦争が世界貿易に与えた影響：概観

---

- 中国は、先端技術を獲得、米国の技術的優位を脅かす存在に
- トランプ前大統領は、不公正な貿易慣行を指摘して中国に対する制裁措置を発動
- 米国は2018年7月、8月、9月に中国に対して追加関税措置を発動、中国も報復 ⇒ 2020年1月15日合意 (“Phase One agreement”) で新たな追加関税措置発動は見送り
- 多くの研究が、米中貿易戦争は米中両国の経済に対する負の影響を指摘 (e.g., Amiti et al. 2019, 2020; Cavallo et al. 2021; Fajgelbaum et al. 2020; Chang et al. 2021; Ma et al. 2021)
- Fajgelbaum et al. (2021) 「**米中間貿易は減少**したが、**19か国は輸出を増やし**、輸出を減らしたのは1か国、他の**28か国には有意な影響なし** ⇒世界貿易は依然として増加傾向、**グローバル化の流れは止まっていない**」 (Fajgelbaum, P., P. Goldberg, P. Kennedy, A. Khandelwal, and D. Taglioni (2021) “The US-China Trade War and Global Reallocation,” December, mimeo.)

# 追加関税措置から輸出管理・規制強化へ

---

- 米国産業界も追加関税引き下げや撤廃を要望するも、第1段階合意以降進展なし
- 国家安全保障の観点から対内投資への監視強化や輸出管理・規制を強化
  - 2018年8月「**輸出管理改革法 (Export Control Reform Act: ECRA)**」を立法化 ←  
「1979年輸出管理法 (Export Control Act of 1979)」は2001年から失効状態
  - ECRAを根拠法に、デュアル・ユース品目を**輸出管理規則 (The Export Administration Regulations: EAR)**のもとで管理。「新興・基盤的技術 (emerging and foundational technologies)」(※AI、量子情報・センシング技術、ゲノム光学関連技術など)を規制品目リストに追加
- 2019年5月 ファーウェイと関連68社を懸念顧客リストである**エンティティリスト (EL)**に追加
- 2020年5月、8月にはEARの外国直製品規制を強化
- 2021年には人権侵害を理由として中国企業等をELに相次いで掲載

## 米国の追加関税措置と輸出管理強化の動き

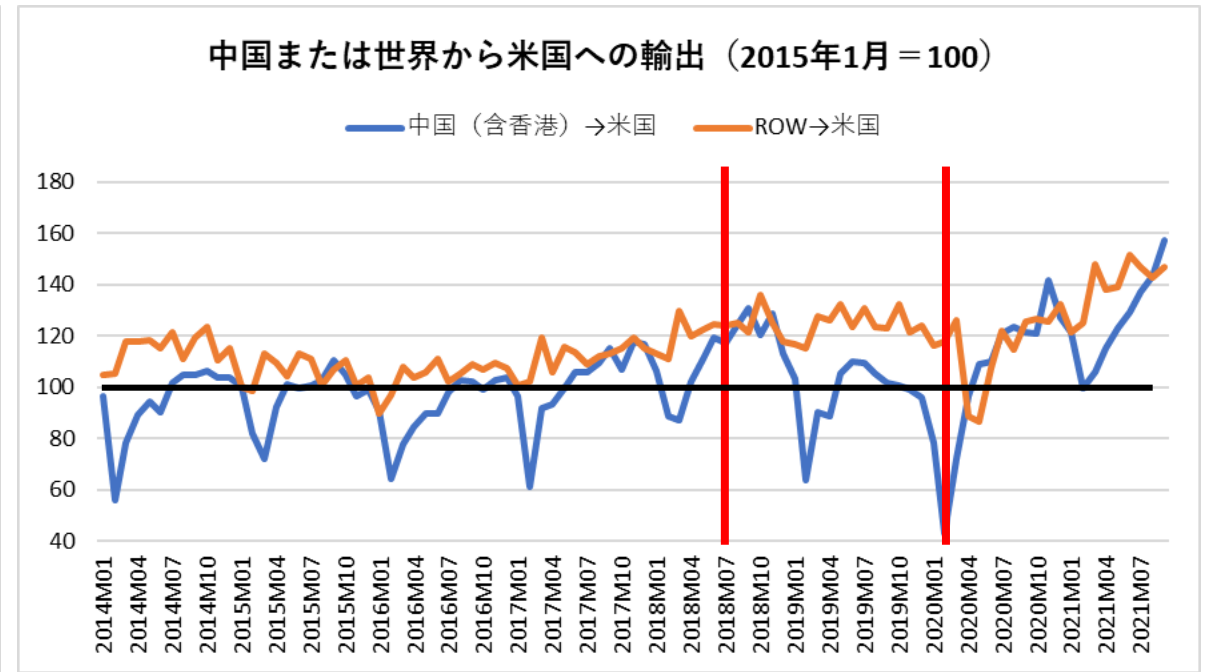
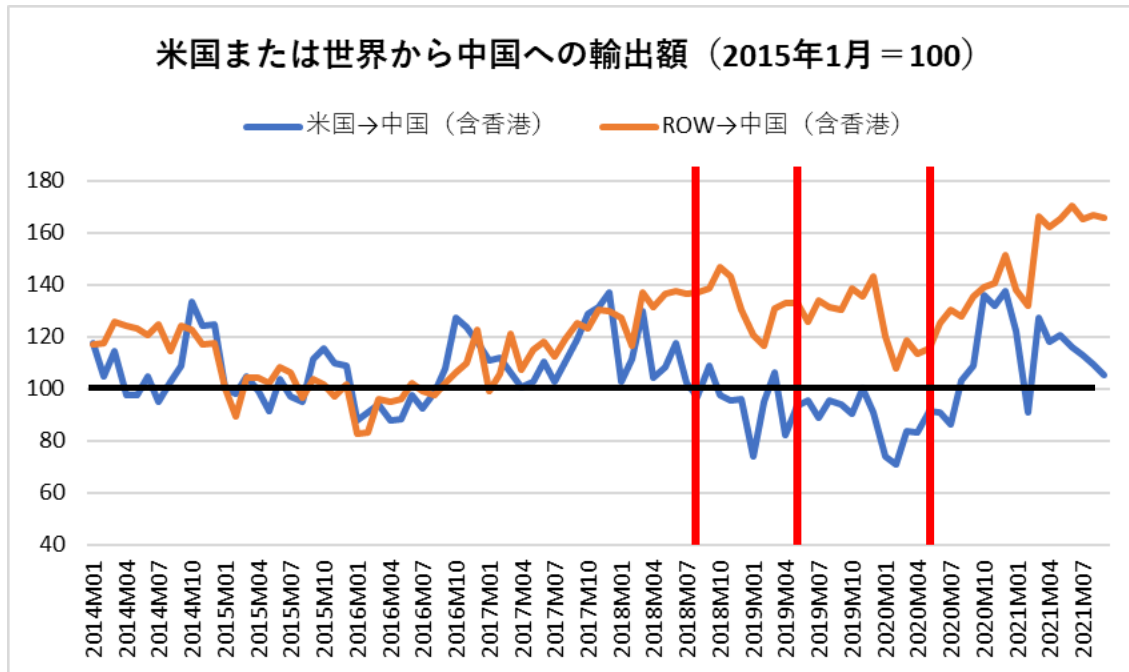
	追加関税措置（輸入側）	輸出管理強化（輸出側）
2018年7月	通商法301条に基づいて第1弾目の品目に25%の追加関税を賦課	
2018年8月	第2弾目の品目に25%の追加関税措置	輸出管理改革法（ECRA）を国防権限法に盛り込む形で17年ぶりに再立法化
2018年9月	第3弾目の品目に10%の追加関税措置	
2019年5月	第3弾目の品目について追加関税措置を10%から25%に引き上げ	華為技術（ファーウェイ）と関連68社をエンティティリスト（EL）に追加すると発表
2019年9月	第4弾目の品目の一部に15%の追加関税措置、ただし2020年1月15日合意（「第1段階合意」）により2月14日から7.5%に	
2019年12月	第4弾の残りの品目の追加関税措置を予定していたが、2020年1月15日合意で見送り	



## 米国の追加関税措置と輸出管理強化の動き (続き)

追加関税措置 (輸入側)	輸出管理強化 (輸出側)
2020年5月	輸出管理規則 (EAR) の外国直接製品規制を強化。米国由来の技術またはソフトウェアを直接用いて製造された直接製品が、ファウエイなどが設計したチップセットなどの生産・開発に使用される場合に事前許可制となる。
2020年8月	ファウエイなどが直接生産・開発に絡んでいなくても、ファウエイなどが購入、注文する部品・機器の直接製品も事前許可が必要となる。
2021年11月 ~12月	第1段階合意の一部は2021年末に失効するものの、21年末までの2年間で米国からの農産品やエネルギー、製品の輸入を17年比で2000億ドル増やすという目標の達成には程遠い状況。11月15日の米中首脳会談は具体的成果に欠けるもので、従来の主張の再確認のみ。  ウイグル強制労働防止法案が上下両院で可決。「輸出管理と人権イニシアチブ」の立ち上げに係る4カ国共同声明を、米国、豪州、デンマーク、ノルウェーとで発表。

# 米中間貿易とその他世界の貿易動向（2014年1月～2021年9月）



（出所）IMF, Direction of Trade Statistics

米国から中国への輸出は減少傾向

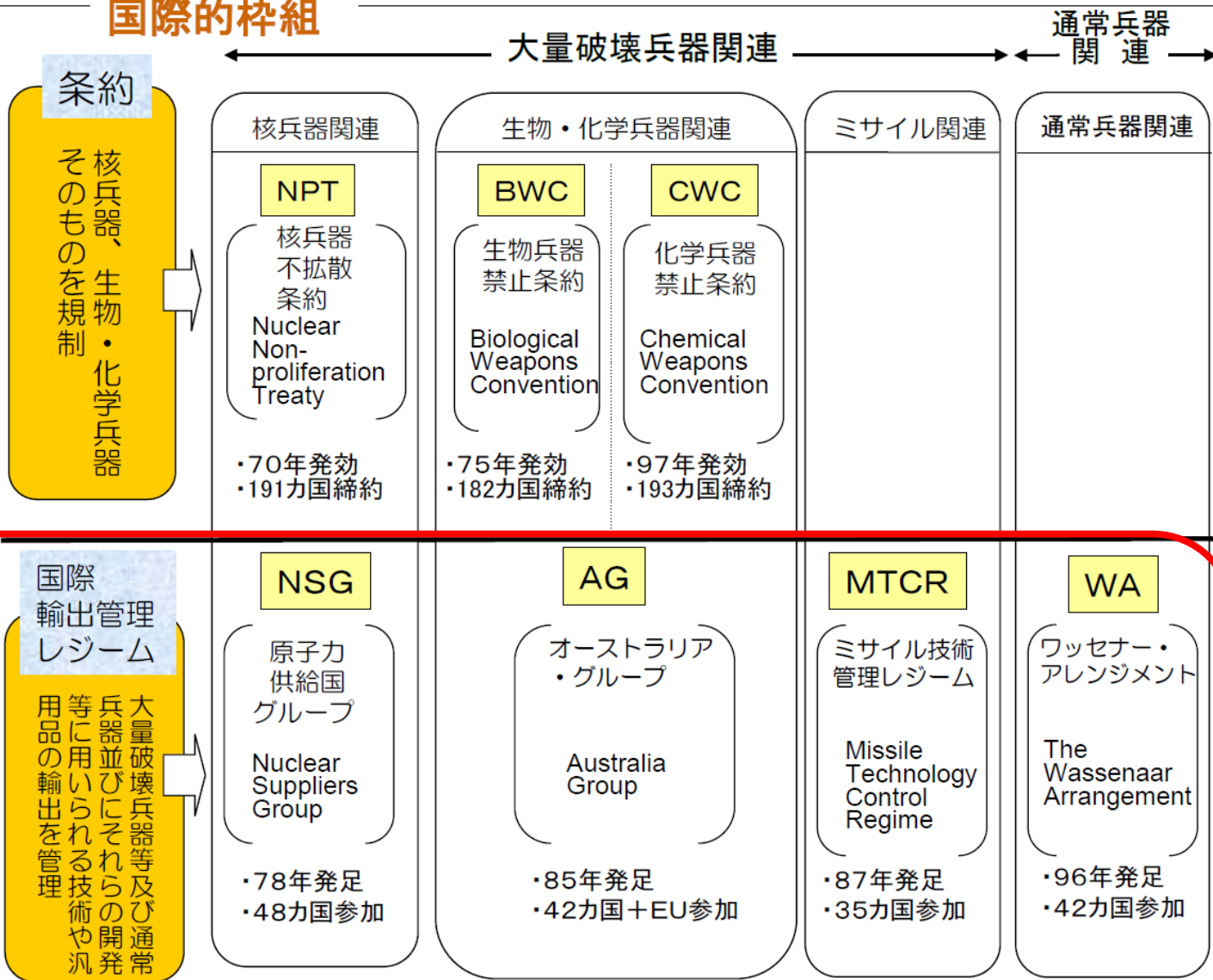
# 安全保障貿易管理の動向

---

- 4つの国際的な輸出管理のためのレジーム(枠組み)と、輸出管理関連の国際条約のもと、世界各国が協調して、兵器や兵器等に転用可能な汎用品の輸出を規制
- 4つの国際レジーム(デュアル・ユース品目も含めて管理)
  - ワッセナー・アレンジメント(The Wassenaar Arrangement: WA) 通常兵器の過剰蓄積防止
  - 原子力供給国会合(Nuclear Suppliers Group: NSG)、オーストラリア・グループ(Australia Group: AG)、ミサイル関連機材・技術輸出規制(Missile Technology Control Regime: MTCR) 大量破壊兵器の拡散防止
- その他の条約(兵器そのものを規制)
  - 核不拡散条約(NPT)、化学兵器禁止条約(CWC)、生物兵器禁止条約(BWC)

# 国際輸出管理レジームの概要

## 国際的枠組



## 国内の枠組

外国為替及び外国貿易法  
 ・輸出貿易管理令（貨物）  
 ・外国為替令（技術）

防衛装備移転三原則  
 参:P3

（出所）経済産業省  
 安全保障貿易検査官室  
 （2020年）  
 「安全保障貿易管理について」

# 米国における輸出管理制度

---

- 2018年8月「**輸出管理改革法 (Export Control Reform Act: ECRA)**」を立法化
- ECRAを根拠法に、デュアル・ユース品目を**輸出管理規則 (The Export Administration Regulations: EAR)**のもとで管理。
- EARは、商務省 (BIS) 産業・安全保障局が監督省庁で、**規制品目リスト (Commerce Control List: CCL)**を作成
- CCLでは、5桁の**規制品目コード (Export Control Classification Number: ECCN)**が振られている
- 懸念顧客リストとして、取引禁止顧客リスト (Denied Persons List: DPL)、**エンティティリスト (EL: 大量破壊兵器拡散懸念顧客や米国の安全保障・外交政策上の利益に反する顧客等のリスト)**、未検証エンドユーザーリスト (Unverified List: UL)がある
- 2018年以降、情報通信などハイテク財・技術を中心にCCLに追加の動き

# 日本における輸出管理制度

---

- 外国為替及び外国貿易法(外為法)を根拠法とし、
- 政令である「輸出貿易管理令」で特定の仕向地や特定の種類の貨物を定める
- 政令である「外国為替令」で特定技術と特定国を定める
- 「リスト規制」と「キャッチオール規制」の2つの制度から成る
  - リスト規制:ある一定以上のスペック・機能を持つ貨物(技術)を輸出(提供)する場合に、経済産業大臣の許可が必要となる制度(規制対象は、経済産業省令である「輸出貿易管理令別表第1及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令(「貨物等省令)」で規定)
  - キャッチオール規制:需要者や用途に着目し、需要者が大量破壊兵器等の開発を行う、または行ったことを知った場合、許可申請が必要

# 日本における近年の主な輸出管理強化

---

- 2017年12月6日 政令である「**輸出貿易管理令**」を改正 ←2016年の国際輸出管理レジーム会合における合意に基づく
  - 規制対象貨物を見直し、輸出貿易管理令対象品目が増加(HS6桁で約200品目増)
- 2020年11月 政令である「**輸出貿易管理令**」を改正 ←2019年の国際輸出管理レジーム会合における合意に基づく
  - 規制対象貨物及び技術の見直し
- 2020年12月 11月の政令改正に関連して、経済産業省令の一部を改正
  - 米国のトランプ政権以降の輸出管理強化の動きと呼応する改正で、2021年1月27日から施行
- 「外国ユーザーリスト」はあるが、米国のエンティティリストに相当するものではなく、米国のファーウェイに対する禁輸措置のような措置はとっていない

# 日本と米国の輸出管理制度の比較

---

一般財団法人安全保障貿易情報センター  
「EAR超入門 米国の輸出規制を学ぼう 2019年度版」

13ページの表を参照

[https://www.cistec.or.jp/service/beikoku\\_saiyusyutukisei/ear\\_nyumon.pdf](https://www.cistec.or.jp/service/beikoku_saiyusyutukisei/ear_nyumon.pdf)



# 輸出管理規制強化の影響

---

- 日米のみならず欧州諸国も、安全保障貿易管理を強化
- 中国は、2008年に大幅に見直した「輸出禁止・輸出制限技術管理目録」を2020年8月に改正（「第2次改正」） ⇒ 2020年10月「輸出管理法」制定
- 第3国も巻き込んだ米中の**技術的デカップリング**（ハイテク財・サービスの貿易の減少）が起きるのか？

# 輸出管理強化が貿易に与える影響

---

- Deseatnicov, Fukao, Hayakawa, Ito, and Kucheryavy (2022)
  - 日米の規制品目リストとHSコードを対応させ、輸出管理・規制が貿易に与える影響を定量的に分析する試み
  - ただし、品目の厳密な対応は難しい
- 米国CCLにおける規制品目コード(ECCN)と米国HS10桁コードとの対応
- 日本の税関による「輸出品目統計表」では、HS9桁レベルで輸出貿易管理令関連品目にフラグあり
- ただし、輸出貿易管理令別表第1や、経済産業省令改正文書に記載された品目・技術に関して、ECCNに対応するようなコードはない

# ECCNの構成

---

4 A 0 0 3

一般財団法人安全保障貿易情報センター  
「EAR超入門 米国の輸出規制を学ぼう 2019年度版」

26ページの表を参照

[https://www.cistec.or.jp/service/beikoku\\_saiyusyutukisei/ear\\_nyumon.pdf](https://www.cistec.or.jp/service/beikoku_saiyusyutukisei/ear_nyumon.pdf)

# 日本の輸出貿易管理令別表第1の項目と米国のCCLの分類比較

---

一般財団法人安全保障貿易情報センター  
「EAR超入門 米国の輸出規制を学ぼう 2019年度版」

22ページの表を参照

[https://www.cistec.or.jp/service/beikoku\\_saiyusyutukisei/ear\\_nyumon.pdf](https://www.cistec.or.jp/service/beikoku_saiyusyutukisei/ear_nyumon.pdf)

# 日米規制品目とHSコードの対応（暫定的結果）

---

- **ECCNと米国のHS10桁コードとの対応**
  - 輸出用全10桁品目のうち、3割程度がECCNと関連づけられた
  - HS6桁レベルに集計すると、全6桁品目のうちの1割強（579品目）がECCNと関連付けられた
  
- **輸出貿易管理令とHS9桁コードとの対応**
  - 輸出貿易管理令別表第1（リスト規制品目）と関連付けられているHS9桁品目は2926品目（輸出品目統計表2021年版による）：輸出用全9桁品目の約45%
  - HS6桁レベルに集計しても2409品目が輸出貿易管理令と関連（全6桁品目の5割弱）

## 日米規制品目とHSコードの対応（暫定的結果）（続き）

---

- HSカテゴリー別に日米の規制品目の分布を確認（→次表）
- 2020年12月の経済産業省令改正に関連する品目・技術とHS9桁コードとを関連づけ
- 米国センサス局が提供するHS10桁コードと、米国の**先進技術製品（Advanced Technology Products, ATP）**コードとの対応表から、ATPとCCL規制品目の分布も確認
- 日米とも、**化学品、電気機器、航空機および宇宙飛行体、光学機器、測定機器**などで規制品目が多い
- 米国のATPとも対応しているものが多い
- 2020年12月の省令改正で強化されたものも、ATPと対応するものが多い

# HS部門または2桁分類に含まれるECCN対応品目と日本の輸出貿易管理令対応品目（HS6桁分類）の分布

HSの部門または2桁分類	ECCN対応品 目の分布	日本のET対応 品目の分布	(参考) 2020 年12月省令改 正に関連する 品目の分布	(参考) 米国のATP対応品 目の分布
第1部 動物（生きているものに限る）及び動物性生産品	0.17	4.61		
第2部 植物性生産品	0.52	0.62		
第3部 動物性又は植物性の油脂及びその分解生産物、調製食用脂並びに動物性又は植物性のろう	0.00	0.12		
第4部 調製食料品、飲料、アルコール、食酢、たばこ及び製造たばこ代用品	0.69	0.99		
第5部 鉱物性生産品	1.21	1.16		
第6部 化学工業（類似の工業を含む）の生産物				
28 無機化学品及び貴金属、希土類金属、放射性元素又は同位元素の無機又は有機の化合物	4.84	3.94	9.88	1.74
29 有機化学品	5.35	8.34		7.39
30 医療用品	1.73	0.91		3.91
31～37 肥料、火薬類等	1.90	2.5	2.47	
38 各種の化学工業生産品	2.25	2.82	1.23	0.43
第7部 プラスチック及びゴム並びにこれらの製品	3.45	5.23	1.23	
第8部 皮革及び毛皮並びにこれらの製品、動物用装着具並びに旅行用具、ハンドバッグその他これらに類する容器並びに腸の製品	0.86	1.2		
第9部 木材及びその製品、木炭、コルク及びその製品並びにわら、エスパルトその他の組物材料の製品並びにかご細工物及び枝条細工物	0.52	2.32		
第10部 木材パルプ、繊維素繊維を原料とするその他のパルプ、古紙並びに紙及び板紙並びにこれらの製品	0.69	0.38		

# HS部門または2桁分類に含まれるECCN対応品目と日本の輸出貿易管理令対応品目（HS6桁分類）の分布（続き）

HSの部門または2桁分類	ECCN対応品 目の分布	日本のET対応 品目の分布	(参考) 2020 年12月省令改 正に関連する 品目の分布	(参考) 米国 のATP対応品 目の分布
第11部 紡織用繊維及びその製品				
54～55 人造繊維製品	0.52	2.91	4.94	
61～62 衣類及び衣類附属品	1.21	6.39		
50～53、その他の繊維製品	0.52	5.82		
第12部 履物、帽子、傘、つえ、シートステッキ及びむち並びにこれらの部分品、調製羽毛、羽毛類	1.21	1.58		
第13部 石、プラスター、セメント、石綿、雲母その他これらに類する材料の製品、陶磁製品並びに	3.28	3.03	4.94	
第14部 天然又は養殖の真珠、貴石、半貴石、貴金属及び貴金属を張った金属並びにこれら	0.52	2.12		
第15部 卑金属及びその製品				
72～73 鉄鋼、鉄鋼製品	2.59	3.94	3.7	
74～75 銅、ニッケル、それらの製品	0.69	1.04		
76 アルミニウム及びその製品	1.21	0.87	3.7	
78～80 鉛、亜鉛、すず、それらの製品		0.33		
81 その他の卑金属及びサーメット並びにこれらの製品	1.73	1.25	2.47	
82～83 卑金属製品	2.25	0.62		
第16部 機械類及び電気機器並びにこれらの部分品並びに録音機、音声再生機並びにテレビジョンの映像及び音声の記録用又は再生用の機器並びにこれらの部分品及び附属品				
84 原子炉、ボイラー及び機械類並びにこれらの部分品	22.11	13.91		31.3
85 電気機器及びその部分品並びに録音機、音声再生機並びにテレビジョンの映像及び音声の記録用又は再生用の機器並びにこれらの部分品及び附属品	15.72	8.34	18.52	20.43



## HS部門または2桁分類に含まれるECCN対応品目と日本の輸出貿易管理令対応品目（HS6桁分類）の分布（続き）

HSの部門または2桁分類	ECCN対応品 目の分布	日本のET対応 品目の分布	(参考) 2020 年12月省令改 正に関連する 品目の分布	(参考) 米国のATP対応品 目の分布
第17部 車両、航空機、船舶及び輸送機器関連品				
86～87 鉄道用及び軌道用以外の車両並びにその部分品及び附属品	2.42	2.45		
88 航空機及び宇宙飛行体並びにこれらの部分品	1.55	0.54	14.81	5.22
89 船舶及び浮き構造物	1.04	0.66	1.23	
第18部 光学機器、写真用機器、映画用機器、測定機器、検査機器、精密機器、医療用機器、時計及び楽器並びにこれらの部分品及び附属品				
90 光学機器、写真用機器、映画用機器、測定機器、検査機器、精密機器及び医療用機器	11.23	4.36	28.4	27.39
91～92 時計、楽器、それらの部分品	0.52	1.37		
第19部 武器及び銃砲弾並びにこれらの部分品及び附属品	2.25	0.62	2.47	2.17
第20部 雑品	2.76	2.4		
第21部 美術品、収集品及びことう	0.52	0.29		
<b>Total</b>	<b>100</b>	<b>100</b>	<b>100</b>	<b>100</b>

# 予備分析（1）：米国規制品目の対中輸出シェア

データ：UN Comtrade

期間：2017年1月～2021年10月

米国、ドイツ、日本のHS6桁品目別、月次輸出データ

米国については、米国センサス局公表のHS10桁品目別月次輸出データも利用

Share of mapped HS6 codes exports to China in total exports of the same HS6 code (mean)

	2017	2018	2019	2020	2021
the US (HS6)	0.061	0.059	0.056	0.06	0.057
the US (HS10)	0.0132	0.0127	0.0118	0.0133	0.0133
Japan	0.18	0.19	0.19	0.2	0.21
Germany	0.065	0.065	0.068	0.075	0.074

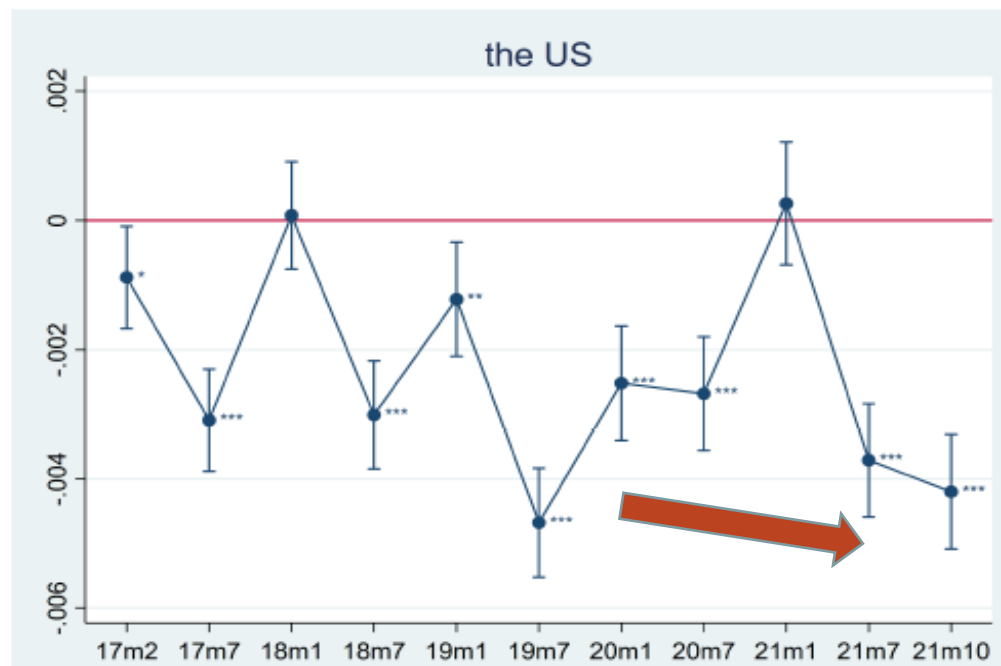
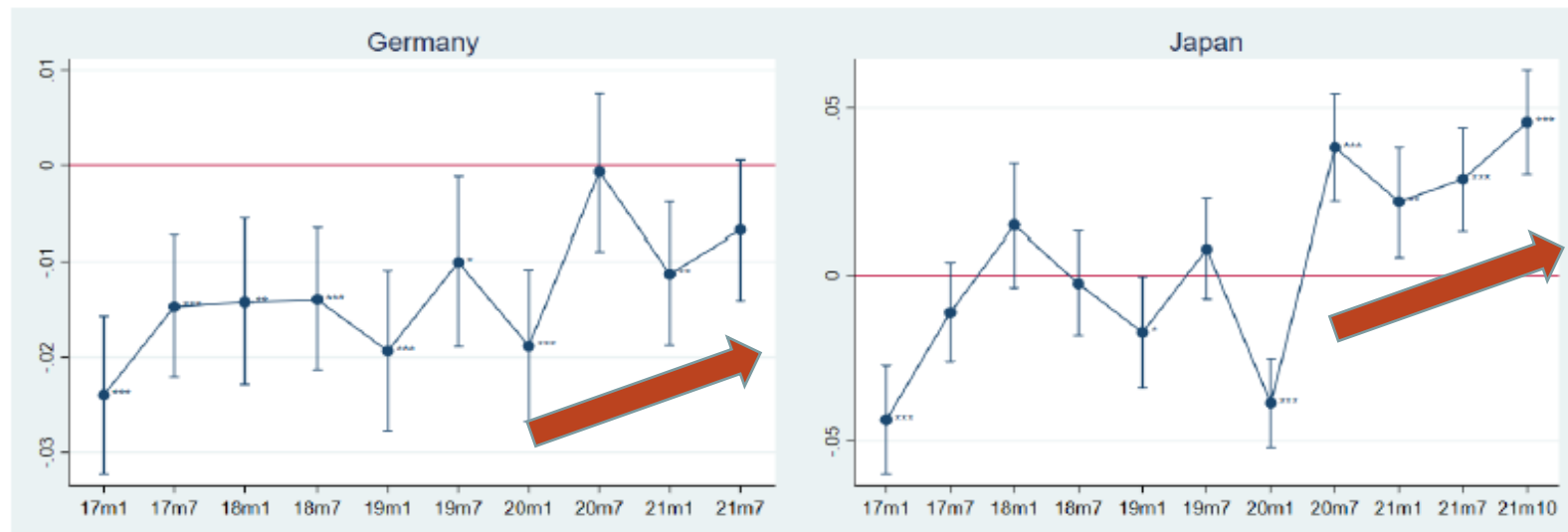
米独は規制品目の6～7%が、日本は20%が中国向け輸出

(出所) Deseatnicov, Fukao, Hayakawa, Ito, and Kucheryavyy (2022)

## 予備分析 (2)

# 米国規制品目の 対中輸出シェアの 時系列推移

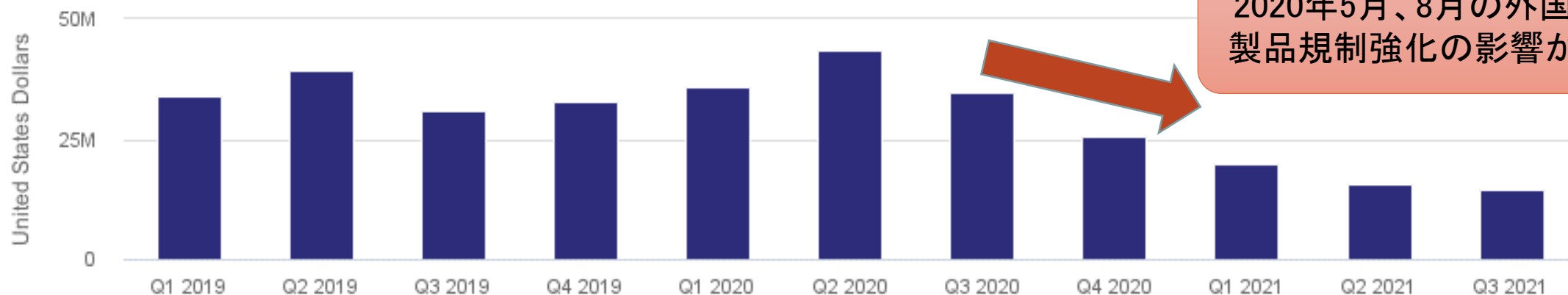
(出所) Deseatnicov,  
Fukao, Hayakawa, Ito,  
and Kucheryavyy (2022)



# 中国の米国からの輸入額：電話機等通信機器の部分品 (HS 861770) 2019年Q1 ~ 2021年Q3

China Import Statistics from United States, Products: 851770 (Parts Of Telephone Sets And Other Apparatus For The Transmission Or Reception Of Voice, Images Or Other Data), Value: Quarterly Series through September 2021 (July 2021 to September 2021)

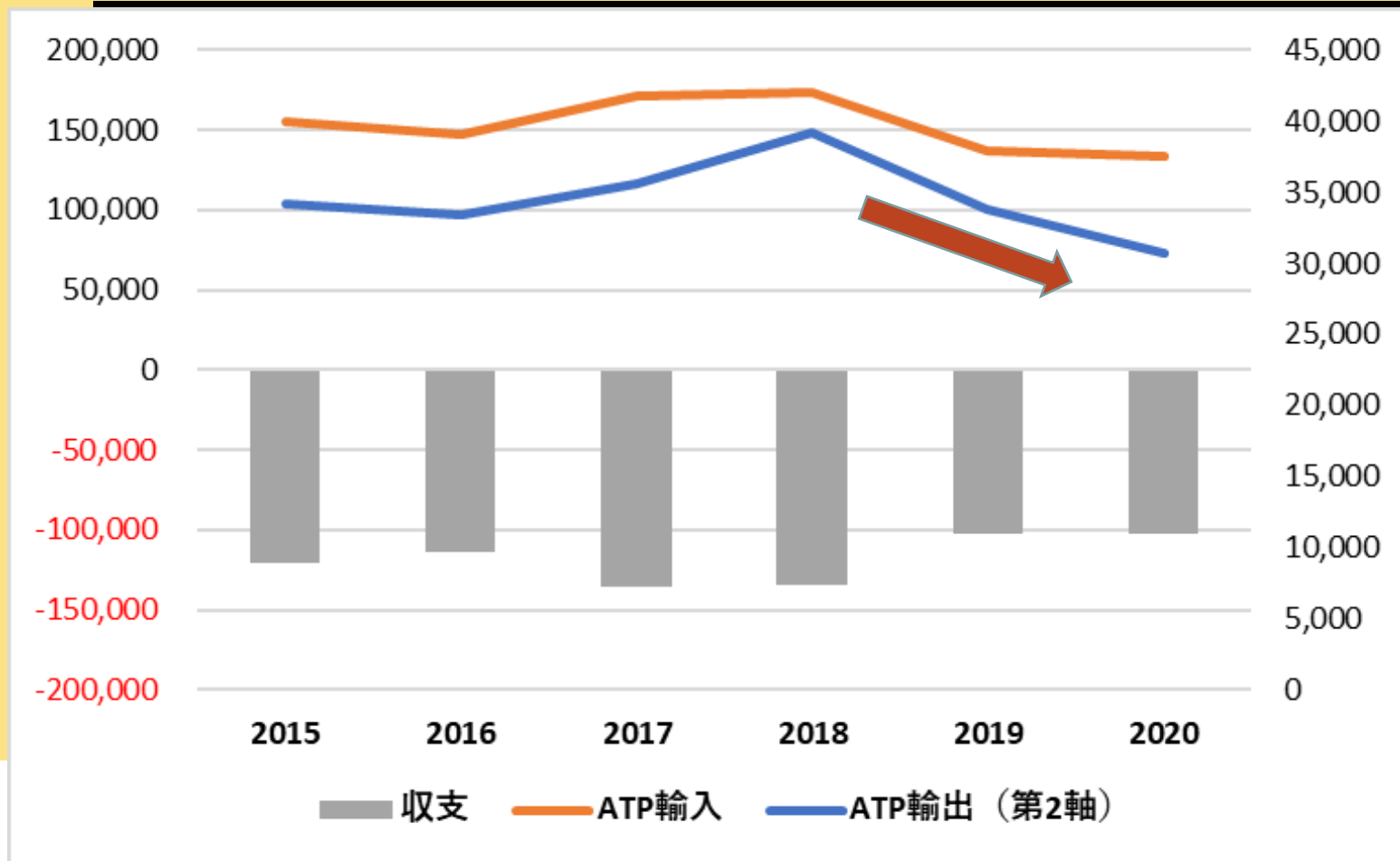
Created on 5 Nov 2021



2020年5月、8月の外国直接  
製品規制強化の影響か??

- 85177090 (Other Parts Of Apparatus Of Heading 85.17)
- 85177070 (Aerials & Parts Thereof Of Heading 85.17)
- 85177060 (Laser Transmitting And Receiving Unit Of Optical Communication App.)
- 85177020 (Parts Of Optical Line Terminal And Pcm Equipment)
- 85177030 (Parts Of Wireless Telephone Handsets (Excl. Antenna))

# 米国の対中先進技術製品（ATP）貿易



(出所) 米国商務省 Office of Technology Evaluation  
“U.S. Trade with China”

# 予備分析（3-1）日本の輸出額への影響をPPMLで推定

$$Trade_{ipym} = \exp\{\alpha \times ET_{pym} + \delta_{ipy} + \delta_{ipm} + \delta_{iym}\} \cdot \epsilon_{ipym}$$

- ◆  $Trade_{ipym}$  : 日本から*i*国への製品*p*の*y*年*m*月における輸出額
- ◆ ET : 輸出貿易管理令が施行されていれば1を取るダミー
  - 2018年1月に「2,403品目」から「2,591品目」に増える
  - 2019年4月に「4品目」においてET解除（化学関係）
- ◆ 固定効果
  - $\delta_{ipy}$  : 輸入国における年平均の製品需要をコントロール
  - $\delta_{ipm}$  : 輸入国における製品需要の季節性をコントロール
  - $\delta_{iym}$  : 輸入国におけるコロナ感染状況を含む、輸入国特性をコントロール
- ◆ サンプル期間
  - 「2017年1月から2021年10月」と「2019年1月から2021年10月」の2通りを試す
  - 後者の期間の場合、上記ETにあるように4品目のET解除に注目することになる

## 予備分析（3-2）2020年12月の省令改正を考慮

◆2020年12月10日の省令改正（2021年1月27日施行）で輸出管理強化された品目でかつ、2021年2月以降であれば1を取るダミーを追加

### ◆結果

- 輸出管理強化された品目ダミーは負の係数が推定されるものの統計的有意ではない。
- 現状の結論としては、輸出貿易管理やその強化は、日本の輸出に平均的には有意な影響を与えていない
- 「輸出管理優遇措置対象国」（通称グループA、輸出貿易管理令の運用においては「い地域①」）以外の国が含まれる「ろ地域」について分析してみても、統計的有意性は確認できない

## 予備分析から分かったこと

- ◆ 米国については、対中輸出強化の影響がみられるといえそう
- ◆ 日本については、今のところ輸出貿易管理強化の影響は確認できない
- ◆ 日本は、米国やドイツと比べて規制品目の中国向け輸出の割合が高く、米国のような中国企業を狙い撃ちするような規制を導入すればその影響は大きいのではないか？



# 米中の技術的デカップリングの影響

---

- Cerdeiro et al. (2021)のシミュレーションにおけるシナリオ
  - 中—米、中—OECD、中—米—ドイツ をハブ、他国を非ハブ
  - 非ハブ国がハブ国に追随しないケースと、追随するケース
  - ハイテク財・サービスの貿易喪失による影響
  - +高効率性のハイテク産業から他産業への資源再配分による効率性低下
  - +ハイテク貿易減少による技術スピルオーバー効果の減少
- ハブ国に追随する場合、特に日本や韓国ではGDPへの負の影響が大（供給面で中国との関係が強い一方、需要面では米国との関係が強いため）
- ただし、Cerdeiro et al. (2021)のシミュレーションは、FDIを考慮せず
  - 実際は、多くの多国籍企業が米中両国で活動
  - 多国籍企業の活動を考慮すれば、米中デカップリングが世界各国に与える負の影響はさらに大きい??

# 米中技術的デカップリングの影響 (IMF World Economic Outlook 2020年10月版 の実質GDPからの乖離, %)

- Scenario 1: China-U.S. w/o preferential attachment
- Scenario 2: China-U.S. with preferential attachment
- Scenario 3: China-OECD w/o preferential attachment
- Scenario 4: China-OECD with preferential attachment
- Scenario 5: China-U.S.-Germany w/o preferential attachment
- Scenario 6: China-U.S.-Germany with preferential attachment

Cerdeiro et al. (2021) “Sizing Up the Effects of Technological Decoupling,” IMF WP/21/69.

非ハブ国・地域がハブ国間のデカップリングに追随すると、GDPへの負の影響が大きくなる

Figure 8 を参照

<https://www.imf.org/en/Publications/WP/Issues/2021/03/12/Sizing-Up-the-Effects-of-Technological-Decoupling-50125>

# 展望

---

- ◆ 技術的デカップリングが米中のみならず、第3国も追随すれば、その負の影響大
- ◆ 過度な米中デカップリングの阻止にむけて
  - ◆ RCEPやCPTPPなどの広域連携の活用：米中両国が参加する協定へ？
  - ◆ 日本が技術的な「チョークポイント」となることで、米中との技術的補完性を高め、両大国に対する交渉力を獲得
  - ◆ 外交力 ⇒他のアジア、オセアニア、欧州諸国への働きかけ（2022年は重要な選挙の年）
  - ◆ 日米の学界、産業界から政府への働きかけ
- ◆ 経済安全保障の定義があいまいなまま、過度に規制が拡大するのは望ましくない ⇒中国を巻き込んだルール設定できるか？

ご清聴ありがとうございました

